

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

目次

次

鳥取県規則第四号

社会保険出張所長事務委任に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県知事 石破二朗

社会保険出張所長事務委任に関する規則

（事務の委任）

第一条 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第七十二条の規定に基づき、知事の権限に属する

事務の一部を社会保険出張所長に委任する事項については、別に定めがあるもののか、この規則の定めるところによる。

（委任する事項）

第二条 次に掲げる事務で社会保険出張所の所管区域に係るものは、社会保険出張所長に委任する。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九条第一項の規定による文書その他の物件の提出命令等に関すること。

◆規則 社会保険出張所長事務委任に関する規則の一
部改正

◆訓示 福祉事務所長事務委任等に関する規則の一
部改正

◆告示 鳥取県福祉事務所処務規程の一部改正

結核予防法の規定による指定医療機関の辞退

結核予防法の規定による医療機関の指定

禁錮区の設定

種番証明書の書換

◆地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補
者の氏名等

◆公告 鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集
要領 市町村職員共済組合の補欠選挙

◆雑報 市町村職員共済組合の役員の異動

に関すること。

十六 国民年金法第十三条の規定による国民年金手帳の作成及び交付に関する事。

十七 国民年金法第九十二条の規定による国民年金保険料紙の検認に関する事。

十八 国民年金法第九十条に規定する国民年金保険料の免除の決定に関する事。

十九 国民年金法第九十三条に規定する国民年金保険料前納の承認に関する事。

二十 国民年金法第九十四条に規定する国民年金保険料追納の承認に関する事。

二十一 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

二十二 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

二十三 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

二十四 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

二十五 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

二十六 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

二十七 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

二十八 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

二十九 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十一 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十二 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十三 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十四 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十五 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十六 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十七 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十八 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

三十九 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十一 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十二 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十三 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十四 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十五 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十六 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十七 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十八 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

四十九 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に関する事。

鳥取県訓令第一号

福祉事務所

鳥取県告示第八十号

告 示

訓

令

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福社事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のよう改訂する。

第二条第四十四号を第五十号とし、第二十七号から第四十三号までを六号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の六号を加える。

二十七 社会福祉法人の設置する身体障害者収容施設への身体障害者の収容の委託に関する事

二十八 精神薄弱者又はその保護者の指導に関する事

一八二

二十九 精神薄弱者精神薄弱者援護施設への入所又

二九

二十九 精神薄弱者精神薄弱者援護施設への入所又

二十九 精神薄弱者精神薄弱者援護施設への入所又

二十九 精神薄弱者精神薄弱者援護施設への入所又

二十九 精神薄弱者精神薄弱者援護施設への入所又

鳥取県福社事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

氏名	生年月日	職業	経歴	居住所	電話連絡
花房多喜雄	明三一、二八	弁護士	地労委第八期会長、現公益委員	鳥取市西町三〇六	鳥取局九八二
岡崎隆俊	明四〇、九、八	鳥取大学教授	地労委第六期会長、現公益委員	同上	同上
下田三子夫	明四一、八、二五	鳥取保護觀察局総務課長	前あつせん員候補者	東町一丁目一〇九	同上
川上健治	昭四、七、一	弁護士	前あつせん員候補者	掛出町一	同上
米村明	大一、四、二三	中国電力労組鳥取地協事務局長	前あつせん員候補者	西町三二二	同上
徳沢義夫	大二、一、二	鳥取保護觀察局総務課長	地労委現労傷者委員	八頭郡郡家町上峰寺五	同上
北尾才智	大三、五、三一	私鉄日ノ丸自動車支部書記長	前地労委第一期会長、現公益委員	島取市藪片原五八	同上
			前あつせん員候補者	西伯郡西伯町原	同上
			前委員、現労傷者委員、一期労傷者	五、二九〇	同上
			四、二六一	三、九五六	同上
			三、七八三	二、六八七	同上
			二、六一	二、六八一	同上
			一、六一	一、六一	同上

米田光好	明四四、一〇	伯耆振興工業(株)	前あつせん員候補者	タ 鴨河町七一	一、三五〇
福島哲	ク三四、一九	薬剤士	前地労委第一四期公益委員	米子市西町一六	三 壇港局二九〇
上原隼三	ク三六、一九	弁護士	前地労委第一二期公益委員	米子市西町一六	四 壇港局二九一
小泉順三	ク三六、一六	私立米子高等学校校長	前地労委第一一二一三期公益委員	米子市西町一六	五 壇港局二九二
大坪藏六	大二、二六	医師	前地労委第一一二二期公益委員	タ 東町五四	六 壇港局二九三
桑村治睡	大六、一、三	日本パルプ労組米子支部長	前地労委第一一二一期公益委員	タ 富益町六九六	七 大篠津局二五五
有田俊雄	大二、一、二六	日本鐵労組米子地方本部執行委員長	前地労委現労傷者委員	タ 愛宕町一五九八	八 米子局一一一
阿部昇	タ一、一、一七	日本通運支部副執行委員長	前地労委現労傷者委員	タ 西伯郡西伯町字中五九八	九 三二一
日名安夫	明四四、一八	日本レーヨン労組	前あつせん員候補者	タ 錦町三、一八九	一〇 三二九七
				タ 錦町三、一八九	
				五、一、二一	
				二、九三七	
				七、九三七	
				八、九三七	
				九、九三七	
				一〇、九三七	

西尾邦太郎	明四〇、二二	地労委調整課長	前あつせん員候補者	タ 南町二一九ノ二	二、四四二
小林寿雄	明四一、三〇	地労委事務局長	前あつせん員候補者	タ 久米町三二	二、四四一
樺田喜一郎	明四一、九	地労委事務局長	前あつせん員候補者	タ 久米町三二	二、四四〇
安部三代治	明三五、二七	合名会社加藤商店 代表社員	前あつせん員候補者	タ 久米町三二	二、四四一
加藤章	明三六、二	専務取締役	前あつせん員候補者	タ 久米町三二	二、四四二
遠藤喜男	明三八、一〇	米子瓦斯(株) 事務取締役	前あつせん員候補者	タ 久米町三二	二、四四三
松田正雄	明三八、一〇	地労委現使用者委員	前あつせん員候補者	タ 久米町三二	二、四四四
				タ 久米町三二	二、四四五
				タ 久米町三二	二、四四六
				タ 久米町三二	二、四四七
				タ 久米町三二	二、四四八
				タ 久米町三二	二、四四九
				タ 久米町三二	二、四五〇

募集する。

公 告

昭和三十六年二月七日

鳥取県知事 石破二朗

当所の目的

鳥取県身体障害者更生指導所入所生を次の要領により

し体不自由者を収容し、医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練及び職業訓練を施して、社会経済生活の参与並びに、自立更生に対する基礎的陶やを行なう。

二 訓練内容

1 機能回復訓練

理学療法、運動療法、作業療法

2 生活訓練

一般教養（教養、国語、数学、社会、英語、音楽、保健衛生）

3 職業訓練

一定期間の職能訓練を経て、本人の志向及び社会的診断、職能検査等の総合判定の結果により、次に掲げる科目のうち最も適当なものについて職業技術の基礎的陶やを行なう。

A 所内で行なうもの

(1) ラジオ科（ラジオ、テレビ組立修理）

(2) 孔版科（謄写印刷、邦文タイプ）

三 訓練期間

一年とする。ただし、所長が必要と認めたときは、期間を延長することができる。

四 募集人員

ラジオ科 六、孔版科 五、洋裁科 六、編物科 五、木工科 五、業者委託 三

五 応募資格

身体障害者手帳の交付を受けたし体不自由者であつて、次の各項目に該当し自ら進んで訓練を受け自立をはからうとする意欲のおう盛な者

1 義務教育を修了した者、又はこれと同等以上の学力があると認めた者

2 復雑な介護を必要としない者

3 現に内部疾患又は伝染性疾患を有していない者

(3) 洋裁科（婦人服、子供服、手芸）

B 民間業者に委託して行なうもの

(4) 自転車組立修理 (5) 製本 (6) 竹工芸 (7) 印章彫刻等のうち適当なもの

六 出願手続

別記様式による入所願書に健康診断書（内部疾患その他伝染性疾患を現に有していないことを証明するものであること）を添え二月二十五日までに、市に居住するものは市役場を経て管轄の福祉事務所へ提出のこと。

福祉事務所長は、入所願書を受理したときは、鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一</h2

00704

第3196号

第3196号

00703
第3196号 14

ので、入所中これらの利用について便宜がある。

2 本年度においては障害者の実態等考慮の上機能回

復訓練の施設を充実する予定であり施設本来の業務

が遂行できる見込であります。

なお、当所々定の訓練を終了した後、民間事業場へ就職不可能な者については随時隣接社会福祉法人

鳥取県授産事業会更生館（授産場）へ入場ができる。

別記様式

貴所に入所したいので次の事項を記載してお願いいたします

一 手帳 身体障害者 帳	県第 号（昭和 年月 日交付）
二 身体障害の 状況	障害名 現状 (級)
三 入所を希望 する理由	
四 業訓練科目	
五 退所後 の計画	ロイ 自営 その他 //

履歴	歴学
歴職	

市町村長以外の組合員が選挙する議員の第一選挙区（倉吉市）において欠員を生じたのでその補欠選挙を次とおり実施する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 高田 勇

- 選挙の日時 二月十七日 自十時至十一時
- 選挙の場所 倉吉市役所

市町村長以外の組合会議員から選出されている役員に異動があつたので法第六条第八項の規定により公告する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 高田 勇
職名 氏名 所属市 町村名 就退職 年月日
理事 田民 義明 倉吉市 退職 昭和三十六年
一月三十一日

賞罰

昭和 年 月 日 本籍地 居住地

ふりがな 氏名 昭和 年 月 日生 鳥取県身体障害者更生指導所長 桃実 厳殿

昭和 年 月 日

鳥取県身体障害者更生指導所長

昭和 年 月 日

雑報